

国民健康保険加入世帯の所得の申告について



【問合わせ】 国保年金課 ☎84-0661

国民健康保険税は前年の所得をもとに決定しています。そのため、国民健康保険に加入している方や国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主の方(国保加入の有無問わず)は、所得等が0円であったり、非課税収入(遺族年金・障がい年金など)のみの場合も適正な課税のため、毎年必ず所得の申告をしてください。

なお、収入が給与および公的年金のみの方は、支払元から報告書が市に提出されるため、申告の必要はありません。また、家族等の税法上の扶養親族となっている方も申告の必要はありません。

令和6年度償却資産申告のお知らせ



【問合わせ】 税務課 ☎84-0621

申告いただく方

固定資産税における償却資産とは、土地および家屋以外の事業用資産です。市内で事業を行っている方(法人・個人)で、令和6年1月1日(賦課期日)に償却資産をお持ちの方は、申告が必要です。

(例:工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付け、大型特殊車両の所有、太陽光発電設備による売電など)

※ただし、以下に該当するものは申告の対象となりません。

- ◇家屋と構造上一体となっている建築設備
- ◇自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車など
- ◇特許権、実用新案権、その他の無形減価償却資産
- ◇取得価額が20万円未満の償却資産を、3年間で一括して均等償却しているもの
- ◇リース資産で取得価額が20万円未満のもの

申告期限

令和6年1月31日(水)

※12月中旬頃に、前年度以前に申告のあった方へ申告書を郵送します。なお、前回の申告において申告すべき資産がなく0申告をされた方、電算処理による申告をされた方には、「申告についてのお知らせ」のハガキを郵送します。

※申告書・種類別明細書の再発行が必要な場合は、手数料として100円いただきます。

※申告書・種類別明細書の控えは送付しませんので、ご自身で申告書・種類別明細書をコピーし、控えとして保管してください。

提出書類

- ①償却資産申告書(償却資産課税台帳) ②種類別明細書

※課税標準の特例・非課税・減免に該当する資産をお持ちの方は、各申請書および事実を証明する書類

※申告についての詳細は、市ホームページ「償却資産申告の手引」をご覧ください。



償却資産0申告

市内で事業を行っている方で、申告すべき資産がない方は右記QRコードから簡単に申告できます。

ただし、資産の変動があった方は申告書の提出が必要です。



家屋の取り壊しについて

次に該当するとき、翌年度から固定資産税・都市計画税の額が変更になる場合があります。お手数ですが、税務課までご連絡ください。

- ◇家屋を取り壊した、または取り壊す予定がある
- ◇家屋を新築・増築・改築した、またはその予定がある
- ◇土地・家屋の利用方法を変更した、またはその予定がある

